



広報

よいた

2月 No.320

(平成5年2月10日)

よいた
1993 No.320
2月号



「おとしはいくつ？」ふれあう園児

1月13日、与板幼稚園年長児60名がグリーンヒル与板のお年寄りを慰安訪問しました。前日に用意された特設ステージの前には、車椅子の年寄りらが時間遅しとばかり待っておられ、笑顔で園児を迎えてくださいました。「おばあさん、お歳はいくつなの？」と積極的にたずねる園児もいて、今回で二度目の訪問ですが、もう何回も訪問してお馴染みになっているような雰囲気でした。園児の踊りや歌に大変喜んで頂きました。帰り際、「また来てね。別れるときがさびしいよ。」と、玄関まで見送りに来られ、涙して園児と握手するお年寄りもあり、年一回の訪問ですが、園児にとって心が動かされる一日でした。

▶ 今月のページ ◀

確定申告は確実に!! 2~3

毎週土曜日は休みます 4

お知らせ 10~11

発行/与板町(代表者 与板町長平澤基九郎) 電話(0258)(代)72-3100 編集/与板町広報編集委員会

あ い わが家の ど ろ



中野 祐衣 ちゃん

〔北新町〕中野文雄さんの長女

みなさん、こんにちはわたし、エニシの“ゆい”です。3月15日で満1才になります。
わたしが好きなテレビは“おかあさんといっしょ”です。音楽が流れてくると、リズムをとって踊りたくなるんです。でもよく寝ぼうするから見られないこともあるの。そして、お話しがとても好きで、家のみんなにいろいろお話ししてあげるんだけど、まだよくわからないみたい。春になったら、ピッカピカのくつをはいてお外であんよするのが今からとっても楽しみです。お父さんの工場まで歩いて行けるようになりたいなあ。こんなわたしです。どうぞよろしくおねがいします。

税金まめ知識

【国民健康保険税③】

「低所得者に対する減額について」

国民健康保険税は、その世帯の総所得額が一定の金額以下の場合に一定の額が税額より軽減されます。対象となる世帯は次のとおりです。
(1) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得額が、住民税の基礎控除額以下の世帯
・ 減額される額
前年度分の均等割額・平等割額の10分の6を基準として条例で定めた額
世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得額が(1)

に該当し、政令で定められた基準額(平成4年度は22万5千円)に被保険者数(世帯主を除く)を乗じた額以下の世帯
・ 減額される額
前年度分の均等割額・平等割額の10分の4を基準として条例で定めた額
※対象とされる総所得額にはみなす世帯主の所得も計算に入れます。

※与板町税条例により町民税申告書の提出を要しない被保険者の方は簡易申告書を提出して下さい。
この申告をされないことと軽減措置が行われないことがあります。

▼平成四年分の所得税等の確定申告が二月十六日から始まります。申告期限は三月十五日までですので、期間中に必ず申告して下さい。
尚、期限間近になりますと大変混雑しますので、できるだけ早めにお済ませ下さい。
▼平成五年四月より、完全週休二日制を実施させて頂きます。土曜日に閉庁する部門と従来どおり閉庁しない部門とがありますので紙面をご覧下さい。町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



編集室



—平成4年分確定申告の日程—

期 日	場 所	参 集 範 囲
2月22日(月)	岩越集落開発センター	馬 越・岩 方
23日(火)	公民館(本与板分館)	本与板 (本村・兜巾堂)
24日(水)	公民館(本与板分館)	本与板 (塩之入・滝谷・当之浦)
25日(木)	榎原農村センター	榎 原
26日(金)	山沢開発センター	山 沢
3月3日(水)	公民館(黒川分館)	中 田・南 中・吉 津
3日(水)	長 岡 税 務 署	与板町在住者が優先されます
4日(木)	公民館(黒川分館)	広 野・葛 都
5日(金)	役 場(第3会議室)	倉 谷・堤 下・柳之町・横 町 蔵小路・上 町・安 永・船 戸 中 町・泉 町・馬場町
7日(日)	役 場(第3会議室)	日曜日でなければ申告できない人
9日(火)	役 場(第3会議室)	上記以外の町部
10日(水)	役 場(第3会議室)	各地域で申告できなかった人
11日(木)	役 場(第3会議室)	〃
12日(金)	役 場(第3会議室)	〃
15日(月)	役 場(第3会議室)	〃

※ 所得税・町県民税の申告(相談)は2月22日より上記日程により各地区で出張申告(相談)を実施しますので、できる限り対象地区の会場で申告して下さい。いずれの申告日も受付時間は午前9時から午後3時までです。



- ※ この控除を受けている期間中に再度増改築をして面積が二〇〇㎡を超えるると控除が受けられなくなります。
- ＜必要な書類＞
- ① 住民票
 - ② 家屋の登記簿謄本又は抄本
 - ③ 売買契約書又は請負契約書
 - ④ 借入金のある年末残高証明書
- ※ 扶養控除・生命保険料控除・個人年金控除・損害保険料控除
- ＜必要な書類＞
- ・ 保険料等の証明書
 - ・ 二〇才以上の学生の方の個人年金控除もお忘れなく
- ※ 共通してご持参いただきたいもの
- ① 源泉徴収票
 - ② 印鑑
 - ③ 還付申告をされる方は還付金の振込先の銀行名、口座番号及び名義人名

※ ご不明な点がありましたら、税務署・税務相談室・役場税務課まで問い合わせ下さい。

税務署 ☎(三五)二〇七〇
税務課 ☎(七二)三二〇〇

ばなりません。但し、所得税の確定申告をされた方や、前年中に所得がなかった人及び前年中の所得が給与所得のみである人は申告の必要がありません。

申告書は、
できるだけご自分で、
申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」を参考にしてください。「申告書の書き方」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

申告納税相談をご利用下さい
税務課では、申告納税相談を左記日程表のとおり行います。申告書の書き方、税額の計算方法等、わからないことがありましたら、各地区の相談会場へお気軽にお問い合わせ下さい。

含みます)から保険金等で補てんされる金額と一〇万円または総所得額の五%のいずれか少ない方の金額を差し引いた額が控除額となります。

医療費控除は二〇〇万円が限度となります。

＜必要な書類＞

医療費・医薬品の領収書
(保険等で補てんされた額を調べておいて下さい)

※ 住宅取得控除
次の居住用家屋を取得された方が対象となります。

- ・ 一棟の家屋で床面積が四〇㎡

以上二二〇㎡以内の新築住宅を取得された人。

- ・ 増改築に要した費用が一〇〇万円を超える人。(増改築後の面積が四〇㎡以上二二〇㎡以内)
- ・ 建築後一〇年以内の既存住宅を取得された人。
- ・ 借入残高のうち二、〇〇〇万円以下の部分の金額の二%十二、〇〇〇万円を超え三、〇〇〇万円以内の部分の金額の〇・五%が税額から控除されます。(最高二五万円)

※ この控除を受けている期間中に再度増改築をして面積が二〇〇㎡を超えると控除が受けられなくなります。

Q & A (医療費控除)

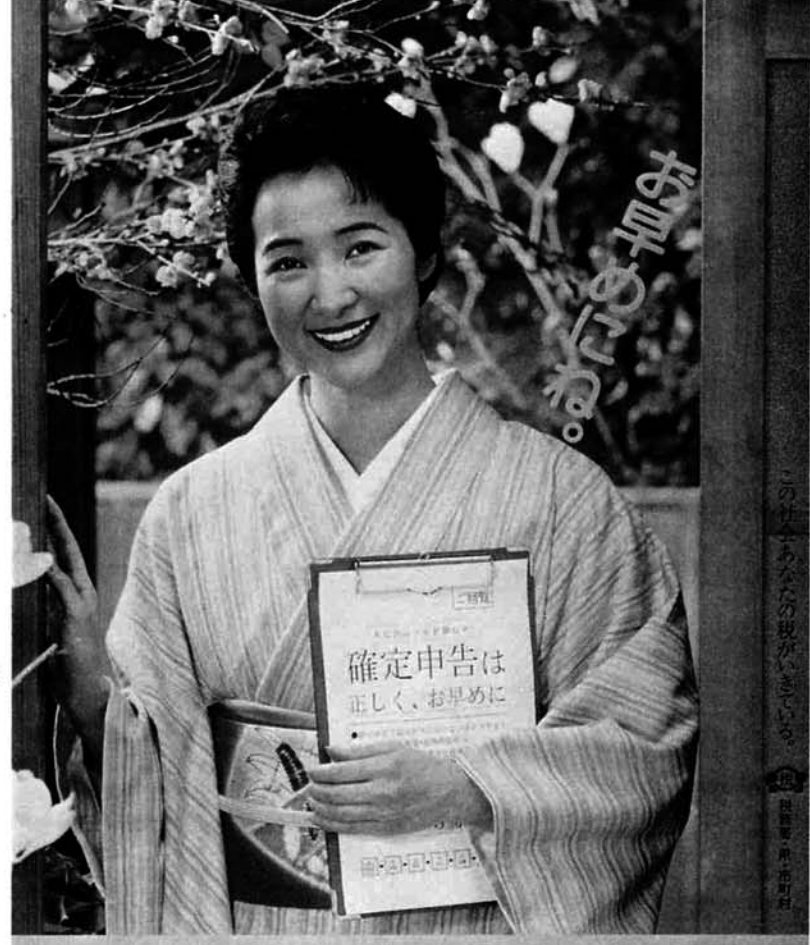
医療費がたくさんかかった
私は昨年病気にかかり、入院と通院で昨年中に二五万円を支払いました。私は幸い生命保険の入院特約に入っていましたので、一日四千元で入院の日数(二〇日)分の八万円が補てんされています。医療費がたかさんかかると税金が戻ってくるという聞きましたが、私の場合どうなりますか?

A あなた自身または家族の病気やケガなどで支払った医療費の額が一定の要件を満たしたときに医療費控除を受けることができます。

仮にあなたの年収が四〇〇万円
で源泉徴収税額五万円の場合で
医療費控除額を計算すると
支払った医療費……二五万円
保険の補てん金……八万円
—
一〇万円
医療費控除額……七万円
もし、税率が一〇%の適用だと
して、確定申告すると七千円の
所得税が戻ってきます。

申告は*
二月十六日〜三月十五日までに
今年も所得税・町県民税の申告相談が始まります。
申告期限は三月十五日までですが、期限間近になりま
すと混雑が予想されますので、申告はできるだけ早め
にお願いたします。

所得税・町県民税の
申告は忘れず確実に!!



申告と納税は、正しく、お早めに
確定申告
所得税・事業税・住民税 3月15日(月)迄
消費税(個人事業者) 3月31日(水)迄

申告をしなければならぬ人は?
所得税の申告
事業をしている場合や不動産収入のある場合及び土地や建物を買った場合などで、平成四年中の所得合計額から所得控除等の合計額を差し引いた額を基に算出した税額が配当控除額を超える人。

給与所得が一、五〇〇万円を超える人、また、給与所得や

退職所得以外の所得が二〇万円を超える人。
白色申告の方も
収支内訳書の添付を、
事業所得・不動産所得・山林所得がある人は、申告書を提出するときにその年の総収入額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付して下さい。

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納

税制度」を採用しています。
申告は正しく確実に
確定申告をしなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の二五%又は一〇%の加算税が課され、更に、年利一四・六%の延滞税も納めなければなりません。

※ 町・県民税の申告
平成五年一月一日現在、与板町に住所のある人は、原則として申告書を町長に提出しなければ

平成4年分の扶養控除額等の金額

控 除 の 種 類	控 除 額		
(1) 基礎 控 除	350,000円		
(2) 配偶者控除	一般の控除対象配偶者	350,000円	
	老人控除対象配偶者	450,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	650,000円	
(3) 扶養控除	一般の扶養親族	350,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	450,000円
		同居老親等	550,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	650,000円
		特定扶養親族	750,000円
同居老親等以外の老人扶養親族		750,000円	
(4) 障害者控除	同居老親等	850,000円	
	一般の障害者	270,000円	
(5) 老年者控除	特 別 障 害 者	350,000円	
	一般の老年者	500,000円	
(6) 寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	
	特 別 の 寡 婦	350,000円	
(7) 寡 夫 控 除	270,000円		
(8) 勤 労 学 生 控 除	270,000円		

与板保育園から
育児講座のご案内

◎講演会
【幼児期の食生活 Part 2】
とき 2月20日(土)
午後1時30分～3時
ところ 与板保育園
テーマ 【幼児期の食生活 Part 2】
—加工食品の上手な食べ方—
講師 県栄養士会理事
山田チヨ先生
～ 気になる食品添加物のことなども
含めて、【加工食品の上手な食べ方】
をお聞きになりませんか～

与板保育園に
入園を希望される方へ

先般、平成5年度与板保育園の入園
申請受付を行いました。現在まだ定
員に余裕がございます。昭和62年4月
2日以降に生まれたお子様をお持ちで
入園を希望される方は、役場住民課へ
申請されるようご案内いたします。
なお、申請用紙は役場窓口または与
板保育園にございます。

●平成5年度
委員長さんは次の方々です

町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL
榎原	小川 清	72-3789	下横町	中村 伸一	72-3991
山沢	風間 正一	72-3686	五軒町	池田 豊司	72-3887
倉谷	高野 廣一	72-3560	稲荷町	高木 仁作	72-2540
柳之町	斉藤 秀雄	72-3471	原	池田 房栄	72-2057
堤下	渋谷 喜一郎	72-2528	馬場丁	久須美 次郎	72-2820
横町	本田 純治郎	72-2954	泉丁	稲垣 良治	72-2306
蔵小路	片岡 潮司	72-2787	長丁	藤山 慎一	72-2022
上町	品田 武	72-3592	下丁	長谷川 音松	72-2620
安永町	大久保 秀雄	72-4252	本与板	大平 利保	72-4321
船戸	斎藤 惣一郎	72-2205	馬越	山崎 恒徳	72-4374
中町	大久保 進	72-2201	岩方	高野 謙一	72-4406
堂前中島町	三黄 栄作	72-3269	中田	高居 肇二	72-3701
水道町	青柳 義昭	72-4272	南中	笠原 篤	72-3749
南新町	小林 長三郎	72-2668	吉津	小林 正一	72-3733
中川岸	横田 金一郎	72-2550	広野	石塚 久	72-2915
北新町	山崎 庄司	72-2429	薦都	遠藤 貞男	72-3610

平成5年度 交通災害共済会員募集!!

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる障害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

(備考) 1 会員が交通事故で死亡した場合で見舞金を請求する遺族がいないときは、共済見舞金に代えて葬祭費として15万円を葬祭を行った者の請求により支払います。
2 通院中の骨折傷病の外固定期間は、実治療日数として算定します。
3 「実治療日数」とは入院日数及び通院治療日数の合計をいいます。

このところ、交通事故が増え、死亡事故も激増しています。万一の事故に備えて家族そろって加入しましょう。

▼加入できる人は……
共済期間中に与板町に住所のある方。但し住所がなくても学生は加入できます。(勤労学生は除く)

▼共済期間は……
平成5年4月1日から平成6年3月31日までの1年間です。

▼共済会費(掛金)は……
一人年額三五〇円です。途中で加入される場合も同額です。

▼加入の手続きは……
町内委員長さんを通じて申し込んで下さい。(中途加入の場合は別表のとおりです。)

▼見舞金の請求期間は……
交通事故を受けた日の翌日から起算して一年以内となっています。

▼見舞金の請求手続きは……
共済見舞金請求書に次の書類を添えて請求して下さい。
ア、会員証
イ、交通事故証明書
ウ、医師の診断書
エ、その他必要に応じ組合長の指定する書類

※用紙類は役場総務課にあります。
※見舞金は……
別表のとおりです。
※くわしいことは役場総務課へおたずね下さい。

与板町では

平成5年4月1日から

毎週土曜日は

業務を休ませていただきます

— 住民の皆様のご理解とご協力をお願いします —

国家公務員並びに県関係機関の完全週休二日制の実施に伴い、与板町でも平成5年4月1日から役場庁舎及び出先機関の一部で、今まで毎月第2・第4土曜日を閉庁させて頂いたものが、完全週休二日制とさせていただきます。

完全週休二日制については、県内市町村においても順次実施されてきており、郡内でも6町村(越路町・三島町・和島村・出雲崎町・寺泊町・山古志村)が4月1日より実施いたします。

閉庁する部門と従来どおり閉庁しない部門については下記表のとおりです。尚、戸籍届(出生・婚姻・死亡など)の受付は従来どおり宿日直で取扱っています。行政サービスに一層努めますので住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎土曜日に閉庁する部門と従来どおり閉庁しない部門

閉庁しない部門	閉庁する部門
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 小学校 中学校 体育館 公民館 勤労青少年ホーム 歴史民俗資料館 スクールバス等運行 てまり荘(老人いこいの家) 	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎 教育委員会 学校給食センター

戸籍届(出生・婚姻・死亡)の受付は、従来どおり宿日直で取扱っています。

◎予約制度をご利用下さい

休みの日でなければ役場へ証明をもらいに来れない方々のために住民票・印鑑証明に限り、電話での予約制度を実施しています。

- ① 予約の方法 電話等で役場住民課受付係へ申込み下さい。
- ② 証明の受取り等 役場へ来庁できる日時を、受付係へ申出て下さい。受付係は、当日まで書類を作成し、宿日直者へ事務引継ぎをしておきますので、役場宿日直室でお受取り下さい。
- ③ 持参品 当日は必ず印鑑をご持参下さい。尚、宿日直者より証明を受領された時に手数料のお支払いをお願いします。

※ 詳しくは与板町役場へお問い合わせ下さい。 ☎ 72-3100



酉年の無事を祈って
～消防出初式～

平成5年、与板町消防団の出初式が1月10日(日)に町民体育館において行われました。
第1分団から第10分団まで総勢180名が参加し、閲団や消防功労者の表彰等が行われました。今年は無火災でありたいものです。



「ありがとね」
～与板高校生グリーンヒル与板訪問～

与板高校家政科二年生では、毎年「グリーンヒル与板」を訪問し、お年寄りの話し相手や入浴のお手伝いを通して、普段学校や家庭では経験することのできないことを学んでいます。生徒達は緊張しながらも、お年寄りとの会話に花をさかせていたようでした。帰る頃には、お年寄りの方々に「ありがとね」「ありがとね」と何度もお礼を言われて、「感謝の精神」をあらためて感じていたようでした。

無病息災を願って…… ～与板町賽の神～

去る1月14日(木)、一年間の無病息災と豊作を祈って行われる“賽の神”が開催されました。会場となる町民体育館脇には、1週間も前から“門松”“しめかざり”等を持ち込まれる町民の方々が多数訪れ、にぎわいを見せていました。また、恒例の“悪魔おどし・大スターマイン”も盛大に開催され、降りしきる雪とのマッチングがとても感動的でした。参加した町民も、手に竹竿を持ち“神火”でするめを焼き、配布されたおしるこを食べて冬の花火を満喫していたようでした。
催しを行うにあたり、たくさんのご寄付・ご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。



ご家族そろってご参加下さい ～町民スキーの集い～

期 日 2月21日(日)
会 場 大和町 八海山麓スキー場
定 員 100名
参 加 費 ・高校生以上 3,500円
・小・中学生 2,500円
・未就学児 1,000円
※リフト代は含まれていません。
参加申込 参加費を添えて教育委員会へ申込み下さい。
※小学校3年生以下の参加は、保護者同伴でお願いします。
※当日取り消しの場合は、参加費をお返しできません。
・詳しい日程等は、「教育委員会だより」2月号をご覧ください。



福はー内、風邪はー外
2月3日、与板幼稚園お日さまホールに、病気鬼、好き嫌い鬼、ちらかし鬼、だんまりぼう鬼、弱虫鬼、らんぼう鬼らに扮する職員に、子ども達が豆を投げつけて、一斉に退治しようと集合しました。
ちびっこ達130人は「どの鬼を一番先にやっつけようか」と、鬼退治開始の太鼓の合図を、今か今かと待ち構えています。
ドン、ドン、ドン。太鼓の音と共に歓声をあげ、バラバラと豆を鬼達に投げつけます。六人の鬼達は、金棒を振り回して応戦するのですが、アリのように群がるちびっこ達にはかきまわされません。「降参、降参。まいったー」と、散々に逃げまどう職員鬼はなおも豆を浴びます。
豆まきの習しは、節分のころ疫病が出ることからそれを追い払う由来です。幼稚園にも今年も集団風邪がはやっつたので、園児達は念入りに豆まき行事を行い、おわりに「鬼のパンツ」「豆まき」のうたを声高らかに歌いました。立春も過ぎ、ホールの窓には春の気配がチョッピリしました。

将来の夢
私の将来の夢は柔道の選手になることです。
私は与板の試合を見て、やってみたいと思い始めました。
毎日苦しい練習が続き、やめようと思っていた時、お正月のテレビでバルセロナ特集をやっていました。その中で柔道の古賀選手と吉田選手の練習の風景が映っていました。私たちの何倍も練習し、けがをしてもオリンピックにでて金メダルをとってきた姿が印象的でした。
私も吉田選手や古賀選手のように、一生けん命練習して、オリンピックにでられるようにがんばりたいと思います。

将来の夢
私は、画家になることが夢です。私はもともと絵をかくことが好きです。だから、大人になっても絵をかき続けていきたいなあ。と思って画家になりたいなんて思ったのかもしれない。それに絵をかくと気持ちよく落ち着くような気がしますし、とても楽しいのです。
私はまだまだ絵をかくのはうまくありませんが、時々家で近くの風景などかいたりして、これからもいつしうけんめいに練習していきたいと思っています。
なれるかなれないかは、わかりませんが、もつと腕をみがいて夢が実現するようがんばっていききたいと思っています。



与板小学校6年松組
宮島育美さん
(本与板)

大きくなったら
大きくなったら



与板小学校6年竹組
山崎由加里さん
(安永)

界雄一代

No.11

すのであります。そして此の九萬七千の金色燦爛たる

葉書が発行され、大佛絵、与板大佛鑄銭、金佛等が作られて頒布された。

この日を知る古老のおぼろな記憶をたよりにいささか想像をひろげてみる。

の奈良古墨であるというから、寄贈された当時としても二百年前の由緒ある墨である。

●萬歳閣物語(三)

〈大佛開眼〉

ここでもう一度、護国殿大佛造頭についての行程を記してみよう。

明治三〇 日露戦争没者追弔佛造頭に着手。

大正四 護国殿起工式。界雄は祈願の経巻を銅の筒に入れて大佛台下に納める。

大正八・八・二七 大佛胴体引上式。光西寺より兜巾堂を経て三日がかりで長生山へ引き上げる。

大正九・八・三六 護国殿上棟式。歌舞伎芝居興行で賑わう。

大正二〇 大佛首級引上式。光西寺より牛車で運ぶ。

こうしてよいよ大佛完成に向けて、化身佛製作の浄財募金となるが、病勢が進み衰弱目に見える時、有縁の信者に宛てて

「一そこで皆さんに声を大きくして御告げせなければならぬのは、九萬七千の化身佛製作の一事です。九萬七千——これは日露戦役に於ける我軍の戦死者の数でありまして、申上げるまでもなく忠死者は皆悉く佛身と化せられ、浄土に於て不断に皇國を御護り下さるといふ心を現

る。その日を知る古老のおぼろな記憶をたよりにいささか想像をひろげてみる。

さてこの日の導師は、かねて界雄・宣正と親交のあった奈良法隆寺の貫主佐伯定胤である。開眼に用いた墨は、この日のために明治四十一年四月、親友であった東京深川の本誓寺福田循誘から界雄に贈ってあった墨であった。その寄附状によれば、それは宝永六(一七五九)年三月二十一日、奈良東大寺大佛再建記念

の奈良古墨であるというから、寄贈された当時としても二百年前の由緒ある墨である。



騎馬姿 稚児



大佛開眼式記念 稚児

詩

吹雪 ひうらみさ
閉じ込められた冬の日
あなたの事を
もう許そうと思
心の大きな人間になりたいと思
そう思う事で 私は
自分を許してもらいたいのかも
知れない

窓の外は吹雪
泣き止みはしない幼子の
母を求め悲鳴のような
私をゆすぶる風のさけび
一瞬のしじまに永遠を感じ
春の陽を思う
たとえあなたに届かなくても
優しい気持を抱きしめていた
だから
もう許そうと思
あなたの事を

短詩二章

黒川弥寿栄

俳句

黒川弥寿栄

「墨を十分にすって置いて、大きな筆(開眼筆)にタツプリふくませ、大佛の右目に向けて「ヤーッ」と大喝声。続いて左の目に向けて「ヤーッ」と大喝声。——佛眼が開き、大佛に魂が入ったのだ。

明治廿七年十月二十三日発願以来、二十九年を費やした大偉業であり、この日、この時、与板が生んだ傑僧藤井界雄の悲願が達せられたのである。

〔石黒 秀一〕

わたしたちの趣味



碑文 界雄老師景慕碑



碑文 豊作や救難地藏おわします

書 佐藤 隆 (農水大臣)
場所 笹神村「やまびこ通り」

書 蓮正寺 16世 豊田教哲
場所 本与板 萬歳閣跡

(与板拓遊会)
大平 十一郎
(本与板)

(与板拓遊会)
田中 又市
(本与板)



雪の信濃川 (フォト・サークル)

私達の身の周りにすばらしい自然の表情(自然・風景・人・祭)がたくさんあります。普段ついそのまま見過してしまふ表情を、今年はカラー写真だけでなく白黒写真でも大いに挑戦したいと思ひます

山田 和男 (稲荷町)

俳句

吾れ背負う子のねんねこの古写真 茂
大鍋は勢子が舌焼く鬼汁 一輪子
ねんねこに余りし足のゆれてをり 藤田万緑
山鬼飼われても猶獣めく小波
ひと時を簾と音す霞かなのふ志
この春は送り出さむ娘のために
花柄の夜具心魅かれをり 石丸優子
暖冬の海おだやかに広がって手
に取るごとき佐渡を夫と見つ 風間美津枝

くらしのカレンダー

(2月16日~3月15日)

2/16	火	心配ごと相談室 (石黒) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課 リオン/午後2時~2時30分
17	水	青少年ホーム利用者協議会 青少年ホーム/午後8時~
18	木	
19	金	雨 水
20	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~
21	日	町民スキーの集い 大和町/八海山麓スキー場
22	月	
23	火	心配ごと相談室 (三荷) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課 (キコエ/午前11時~11時30分) リオン/午後2時~2時30分) 皇太子誕生日
24	水	青少年ホーム利用者協議会 青少年ホーム/午後8時~
25	木	
26	金	
27	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~
28	日	
3/1	月	春の全国火災予防運動
2	火	心配ごと相談室 (籠宅) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課 リオン/午後2時~2時30分
3	水	青少年ホーム利用者協議会 青少年ホーム/午後8時~ ひな祭・耳の日
4	木	
5	金	啓 蟄
6	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~ 子ども会ジュニアリーダー研修 (6~7日) 巻町青少年研修センター
7	日	消防記念日
8	月	1才6ヶ月児健診 保健センター/午後1時より受付 (H3.6.1~H3.8.31迄出生児) 国際婦人デー
9	火	心配ごと相談室 (小林) 役場男子厚生室/午後1時30分~ 補聴器巡回相談日 役場住民課 (キコエ/午前11時~11時30分) リオン/午後2時~2時30分)
10	水	行政相談 役場男子厚生室/午後1時30分~ 青少年ホーム利用者協議会 青少年ホーム/午後8時~ 農山漁村婦人の日
11	木	
12	金	
13	土	レディース・スポーツ教室 町民体育館/午後8時~
14	日	
15	月	所得税確定申告期限

お知らせ

第2土曜
閉庁

【2月】

日	月	火	水	木	金	土
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	•	•	•	•	•	•

第4土曜
閉庁

もうひとつの安心をプラス 国民年金基金へ加入を

- Q 国民年金基金とは何ですか。
A 自営業などの方々がゆとりある老後を過ごせるように、基礎年金の上乗せ給付を行う公的な年金制度です。
- Q 国民年金基金にはどのような人が加入できるのですか。
A 国民年金の第一号被保険者、つまり20才から60才までの農業や自営業などの方々が対象になります。ただし、国民年金の保険料を免除されている方や、農業者年金基金に加入している方は、加入できません。
- Q 国民年金基金は、税制上の優遇措置を受けられるとのことですが。
A 掛金は金額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また、お受け取りになる年金には、公的年金等控除が適用されます。
- Q 毎月の掛金はどのくらいですか。また、どのような方法で納めるのですか。
A 掛金月額、選択した給付の型、口数、加入した年齢によって決まります。なお、掛金の上

- 限は、原則として68,000円になっています。
- 掛金は、加入者が指定した金融機関または郵便局の口座から自動引き落としされます。
- Q 一度加入しても、また自由に脱退することができますか。
A 国民年金基金への加入は任意ですが、いったん加入すれば、ご自分の都合で脱退することはできません。第一号被保険者でなくなったときや他の都道府県に転居したときなどに、脱退することになります。
- Q 加入する場合、どこで手続きをすればよいのですか。
A 詳しい内容や加入の手続き等は、新潟市東大通、タチバナビル5階「新潟県国民年金基金」(☎025-245-9345)まで気軽にお問い合わせください。

裁判所だより 外国人との養子縁組

1. 最近、外国人との養子縁組が増えましたが、このような養子縁組は、日本人同士の場合とは取扱いがやや違うため、特に涉外養子縁組と区別しています。国によって様々な制度が採られているためです。
2. まず、養子縁組許可等の申立てをする場合、我が国の家庭裁判所で扱うことができるかという問題が生じますが、原則として、縁組当事者が両方とも日本に住所を持っていれば我が国の家庭裁判所で扱うことができます。次に、親と子の国籍が違う場合、どちらの国の法律を適用して審判を行うかを決めなければなりません。一般に涉外事件の場合「法例」という法律が、どの国の法律を適用すべきかを定めています。これによると、養子縁組の場合は、原則として養親の本国の法律を適用することとしています。なお、一定の場合には養子の本国法の定める

- 要件も満たさねばならないとして、養子の保護に欠けることのないようにしています。
3. 申し立てられた涉外養子縁組事件について、我が国の家庭裁判所で扱うことができることになり、また、どの国の法律を適用するかが決まると、家事審判官がその法律に従って申立書類や家庭裁判所調査官の調査報告書等を審理した上、審判により、養子縁組の可否を決めることとなります。

涅槃会(ねはんえ)と だんごまきのご案内

徳昌寺・法立寺では、昔から子供の無病息災と家内安全をお祈りして涅槃会を執り行い“だんごまき”をして参りました。

当日まきます五色のおだんごはお釈迦様の仏舎利を意味しておりまして、“おだんご”を戴き、お釈迦様のような心にあやかり、自分も仏様のような立派な人生を生きようという姿が涅槃会の心であります。

日時 2月15日(月)
◎徳昌寺
午前11時30分 読経
正午 だんごまき
◎法立寺
午後1時 読経・だんごまき

*尚、徳昌寺ではこの日に、前年に結婚されたお嫁さんをお招きして、“だんごまき”に会って戴き、無病息災と安産祈願をお祈りしております。当日は、お参りして戴いた方に、徳昌寺の方丈様に書いて戴いた「色紙」を記念に差し上げます。どうぞお揃いでお参りください。

国民健康保険税
(11期2月分)
●納期限は……
3月1日です
納税は安全・確実な振替納税

踏切での安全確認を 励行しましょう!!

- 踏切事故は、たくさんの人が乗っている列車との衝突を伴うので大惨事になりがちです。特に冬期間は、
- ◎踏切が積雪のため、左右の視認性が悪くなったり、警報装置等の保安施設が使用不能となる。
 - ◎踏切内が積雪で凹凸や、すり鉢状となるなど路面状態が悪くなる。
 - ◎寒さで歩行者は帽子をかぶり、襟をたてて下向きで歩いたり、列車の音が聞こえにくくなる。
- などの要因から踏切事故が多発する傾向にあります。
- 〈ドライバーの皆さんへ〉
◎踏切内でエンスト、脱輪した時

- は、踏切非常ボタンなどを活用しましょう。また、踏切内で車が動かなくなったら、自動車の移動よりまず列車を止めるようにしましょう。
- ◎踏切を通過する時は、一時停止し、左右の安全を確認しましょう。また、雪壁等で左右の見通しが悪い所は、窓を開けて目と耳で安全を確認めたり、同乗者がいるときは誘導してもらうなどして、安全を確かめましょう。
- ◎狭い踏切では無理に通過しようとする脱輪につながりますので、ゆずり合って交互に通行しましょう。
- ◎踏切内でのギヤチェンジは、エンストの原因になります。踏切は、ローギヤのまま通過しましょう。

県政ポストをご存じですか? —あなたの声を県政に—

県では、広く県民の皆様から県政についての建設的なご意見やご提言をお寄せいただくため、「県政ポスト」を設置し、所定のはがきを用意してあります。与板町役場住民課受付に設置してありますので、皆様のいろいろなご意見・ご提言をお待ちしております。

詳しくは、県庁広報広聴課広聴係までご照会ください。

児童手当受給者の皆さんへ

2月期児童手当(平成4年10月～平成5年1月分)を、2月10日にご指定の金融機関へ振込みいたしましたので、ご確認ください。

ちょっと待った!!
その話うますぎるぞう

これがウワサの **悪質商法** じゃ

見本工事商法
「お宅はよく目につく場所にある。今ならモデルケースで扱うからお安くします」といわれ、ペランダの取り付け工事の契約をした。あとになって知り合いの大工さんに聞いてみると、世間の相場よりずいぶん高いことがわかった。

SF(催眠)商法
タダで景品がもらえるというので、近所の集会所まで出かけた。「欲しい人は手をあげて」というので、次々手をあげ品物もらった。最後に「羽毛ふとんが欲しい人」というので手をあげたら、「特別価格でお安くします」という。雰囲気につられつい契約してしまったが、必要ない高額だった。

点検商法
「消防署の方から定期点検にきた」というので、常備している消火器を見せたところ、「お宅のは型が古いので、安全のため取り換えましょう」と、新しい消火器を買わされた。あとになっておかしいと思って問い合わせたら、「署ではそんな点検していません」といわれた。消防署の名をかたってだますなんて許せない。

送りつけ商法(ネガティブ・オプション)
ある日突然、雑誌が送られてきた。家族の誰かが注文したのかと思ひ、何の疑問も持たずに代金を支払ってしまった。しかし、あとで家族の誰も注文していないのに、勝手に送りつけてきたことがわかった。